

大和市文化創造拠点仕様書
(文化創造拠点内全施設共通)

大和市文化創造拠点

やまと芸術文化ホール 業務仕様書
大和市立図書館 業務仕様書
大和市生涯学習センター 業務仕様書
大和市屋内こども広場 業務仕様書
文化創造拠点維持管理 業務仕様書

令和7年3月

大 和 市

1. 施設の設置目的等

指定管理者は、次の考え方を基本に業務を行うものとします。

- (1) 文化創造拠点設置の基本理念等に沿って管理運営を行うこと（「大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画」より）

1. 基本理念

「心に響く・心が躍る・心をつなぐ」

子どもから高齢者まで、地域や国籍を超えて施設を訪れる多くの人が、文化芸術や生涯学習の素晴らしさを実感し（心に響く）、新しい感動や知識、人との出会いにワクワクし（心が躍る）、市民の心に一体感を生み出す（心をつなぐ）管理運営を行い、大和の文化を創造する拠点としての役割を果たします。

2. 基本方針

公益施設基本計画（※）で掲げた4つのキーワード「創造」、「交流」、「感動」、「発信」に基づき、「心に響く・心が躍る・心をつなぐ」管理運営を行うための基本方針を次のとおり定めます。（※ 大和駅東側第4地区公益施設基本計画）

①市民の創造力を高める

文化は、市民の創造的な活動によって生み出されます。

市民が取り組む創作、発表などの場として、また、文化芸術や生涯学習の担い手を育てる場として、創造力を高める運営を行います。

②出会いと交流を演出する

文化は、人と人が出会い、互いに刺激しあうことで育まれます。

施設が融合している利点を生かし、世代や地域、国籍などを越えた多くの出会いや交流を演出する運営を行います。

③新しい感動や知識に出会う

文化芸術や生涯学習活動で得られる感動や知識は、私たちの生活に潤いをもたらし、創造する力を与えてくれます。

文化を創造する力の源となる、新しい感動や知識に出会える運営を行います。

④大和の文化や魅力を発信する

地域固有の魅力を広く発信することによって、文化は育まれます。

文化創造拠点として、イベントなどの情報発信はもちろんのこと、大和の文化や魅力を発信する運営を行います。

3. 目指す姿

「融合したひとつの施設」～“連携”から“融合”へ～

「施設が“連携”する複合施設」という発想を超え、「統一した理念に基づき“融合”したひとつの施設」として、運営や管理、組織体制などについて、利用者の視点に立ったサービスを提供します。

(2) 複合施設であることを活かし、各施設の機能を融合した事業展開を図ること

2. 開館時間及び休館日

施設名	開館時間	休館日
やまと芸術文化ホール	9:00～22:00	12月29日～1月3日
大和市立図書館	(月～土) 9:00～21:00 (日、祝) 9:00～20:00	12月31日、1月1日
大和市立図書館 (こども図書館)	9:00～19:00	
大和市生涯学習センター	9:00～21:30	12月29日～1月3日
大和市生涯学習センター (市民交流ラウンジ)	(月～土) 9:00～21:00 (日、祝) 9:00～20:00	
大和市屋内こども広場	9:00～19:00	12月31日、1月1日
駐車場・駐輪場	8:15～22:30	12月31日、1月1日

※1階メインエントランス及び2階大和連絡所への通路は、8:00までに開けるものとします。

※指定管理者が特に必要と認める場合は、各施設の設置条例に基づき、市の承認を得て、開館時間、休館日の変更が可能です。

3. 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりです。

(1) やまと芸術文化ホールの運営に関すること（詳細はやまと芸術文化ホール業務仕様書参照）

- 1) 貸館事業
- 2) 文化芸術事業
- 3) 市民参加型事業
- 4) 情報発信事業

(2) 大和市立図書館の運営に関すること（詳細は大和市立図書館業務仕様書参照）

- 1) 窓口業務
- 2) サービス業務
- 3) 資料管理業務
- 4) 健康情報サービス業務

(3) 大和市生涯学習センターの運営に関すること（詳細は大和市生涯学習センター業務仕様書参照）

- 1) 貸館事業
- 2) 生涯学習事業
- 3) 地域活性化事業

(4) 大和市屋内こども広場の運営に関すること（詳細は大和市屋内こども広場業務仕様書参照）

- 1) 屋内公園事業
- 2) 保育施設事業

(5) 施設及び設備の維持管理に関すること（詳細は文化創造拠点維持管理業務仕様書参照）

施設の美観を確保し、施設や設備が常に安全に利用できるよう、施設及び設備の維持管理を行うものとします。

(6) 全館総括に関すること

1) 連携事業

指定管理者は、文化創造拠点の目指す姿である「融合したひとつの施設」の実現に向け、利用者の視点に立って各施設で一体的なサービスを提供するとともに、複合施設の特性を活かした連携事業を行うものとします。

また、カフェ（1階）の運営事業者とも積極的に連携事業を行い、利用者サービスの向上を図ってください。

2) 総合案内に関する業務

指定管理者は、フロアの管理及び案内、その他問い合わせ等に対応するものとします。

(7) 緊急時対応

指定管理者は、災害や事故等の緊急時に対して、市及び YAMATO 文化森管理組合の関係者と協力して対応するものとします

1) 自衛消防組織の編成

指定管理者は、YAMATO 文化森管理組合と連携して自衛消防組織を編成し、年2回以上の防災訓練等を行い、火災、地震等の災害に備えるとともに、本施設の保安保全の確保に努め、盗難・破壊等犯罪の防止など、適切な運営管理業務を行うものとします。

2) 安全運営管理マニュアルの作成

指定管理者は、緊急時の対応や防犯・防災対策等の危機管理について定めた安全運営管理マニュアルを作成し、従事者に周知徹底を図るとともに、市や YAMATO 文化森管理組合、その他の関係者との緊急時の連絡体制を整えるものとします。緊急時は利用者の安全確保を最優先し、上記に基づき速やかに必要な措置を講じるとともに、関係者に報告してください。

3) 大和市地域防災計画に基づく取り組み

指定管理者は、大和市地域防災計画に従い、災害時における被害の最小化とサービスの継続、早期復旧を図るため、事業継続計画（BCP）を策定するなど、平常時から防災活動の推進に取り組むものとします。

(8) 災害時等の施設の使用及び体制整備

1) 協力要請

災害時等に、文化創造拠点を帰宅困難者一時滞在施設及び本庁舎機能の代替施設（以下、「帰宅困難者一時滞在施設等」という。）として利用する必要があるときは、市は指定管理者に対して協力を要請します。

2) 協力体制

指定管理者は、あらかじめ協力内容について市と協議し、協力体制を明らかにしてください。

3) 災害時等の対応

①指定管理者は、災害時等において速やかに、帰宅困難者一時滞在施設等としての機能を果たせるよう施設の開場など必要な措置を講じることとします。

②指定管理者は、あらかじめ市と協議した内容に基づき、帰宅困難者一時滞在施設等の開設及び運営に協力することとします。

③災害時等に、市が帰宅困難者一時滞在施設等として開設した施設の管理運営は、必要に応じ職員を派遣するなどして、市が責任をもってあたるものとします。

④市の職員到着までは、施設の管理運営については指定管理者が責任をもってあたることとします。

⑤帰宅困難者一時滞在施設等の管理運営について応援が必要な場合は、市の要請または指定管理者の状況判断により、指定管理者は可能な限り市に協力することとします。

⑥施設が帰宅困難者一時滞在施設等として開設されている間は、市は必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うものとします。指定管理者は、市に協力して一般利用者への連絡・周知を行うこととします。

⑦帰宅困難者一時滞在施設等の閉鎖については、復旧状況等を考慮し、市が決定するものとします。

4) その他

災害発生時の他施設の状況等により、施設を上記1)で規定する以外の応急対策活動拠点として利用する要請があったときは、指定管理者は要請内容の運営支援業務にあたるよう努めなければならないものとします。

(9) その他

1) 業務内容の管理

指定管理者は、一日の業務内容（巡視・巡回、点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等）や市民対応などの特記事項を記した日報等により、業務内容を管理するものとします。

2) 施設簡易修繕

指定管理者は、塗装、漏水、ガラス破損、機器、建具調整等の簡易な修繕を行うものとします。

ただし、1件130万円（消費税及び地方消費税含む）以上のものは、別途協議の上、市が負担します。

3) ごみの分別処分

指定管理者は、施設内から発生したごみは、分別収集して処分してください。

一般ごみ（可燃ごみ）や不燃ごみは、適正に搬出処分し、資源ごみ（ビン、缶、ペットボトル等）は、それぞれの回収と再利用を行っている処理業者に処分させるものとします。その他のごみについては、関連法令に基づき適切に処理してください。